

# 公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期  
監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表  
する。

平成 31 年 2 月 22 日

岩倉市監査委員 内 藤 充  
岩倉市監査委員 須 藤 智 子

## 平成 30 年度 定期監査報告書

- 1 監査対象 秘書企画課、協働推進課、行政課、危機管理課、福祉課、長寿介護課、健康課、会計課、議会事務局、監査委員事務局
- 2 監査実施日 平成 30 年 10 月 29 日（月）  
秘書企画課、協働推進課、行政課、危機管理課  
平成 30 年 11 月 22 日（木）  
会計課、議会事務局、監査委員事務局  
平成 31 年 2 月 4 日（月）  
福祉課、長寿介護課、健康課
- 3 監査場所 監査委員事務局室、保健センター

#### 4 監査結果

平成 30 年度（秘書企画課、協働推進課、行政課及び危機管理課は平成 30 年 4 月 1 日から 8 月 31 日まで、会計課、議会事務局及び監査委員事務局は平成 30 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、福祉課、長寿介護課及び健康課は平成 30 年 4 月 1 日から 11 月 30 日まで）における財務に関する事務等の執行について関係書類に基づき監査した結果、適正に執行されているものと認められた。ただし、一部に改善を要する事項等があったので、以下の項目について留意されたい。

#### 【注意事項】

##### ≪全課共通≫

委託契約書の契約約款で、支払遅延時の遅延利息及び履行遅滞時の損害金の算出の率に誤りがあるものが複数の課において散見された。これらの率は改正が多いので、各種契約の際は最新の契約約款を適用すること。

#### 【検討要望事項】

##### ≪議会事務局≫

議員の会派の異動や会派構成の変更に伴う政務活動費の精算は、関係する会派に属する議員について全て一旦決算し、再度請求により支出するなど、財務会計上の処理を明確に残すよう手続きを精査されたい。